

# 放送法施行規則に基づく書類の提出・報告

平成23年6月30日をもちまして「放送法」が改正され、「有線テレビジョン放送法」及び「有線ラジオ放送業務の規制に関する法律」はこれに集約される形で廃止されました。

放送法改正前 (平成23年6月29日以前)			放送法改正後 (平成23年6月30日以降)	
有線テレビジョン放送事業者	501端子以上	⇒	登録一般放送事業者(第126条第1項)	
	51～500端子	⇒	届出一般放送事業者(第133条第1項)	
有線ラジオ放送事業者	50端子以下で共同聴取業務のみを行う者・街頭放送のみを行う者	⇒	放送法適用除外 (有線電気通信設備法適用)	
	上記以外の者	⇒	届出一般放送事業者(第133条第1項)	



お気を付けてください・・・

放送法改正後は、「届出一般放送事業者」となり、設備の設置及び業務の開始・変更・廃止時の届出や報告等については、放送法の適用を受けることとなります。